

岩手県告示第423号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年5月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 江釣子電業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市さくら通り五丁目12番22号
 - ウ 代表者の氏名 及川真也
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第1719号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月24日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年5月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社東工務所
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市天神堂第36地割65番地1
 - ウ 代表者の氏名 東繁富
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第3130号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月9日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年5月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 林崎設備工業
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市侍浜町外屋敷第7地割4番地93
 - ウ 代表者の氏名 林崎金十郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7086号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月8日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年5月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 クマバン
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市真柴字柳沢55番地10
 - ウ 代表者の氏名 熊谷清
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第70072号
 - (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月28日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成24年 5月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 工藤建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字北館38番地 1

ウ 代表者の氏名 工藤一博

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-23) 第23号

(3) 処分の内容 建築工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年 5月 2日付けで建築工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成24年 5月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社杉山組

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字諏訪前36番地 7

ウ 代表者の氏名 杉山隆一

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-21) 第90079号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年 5月17日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。